

千葉県障がい者スポーツ協会主催事業（スポーツ大会等）  
新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドライン  
【 2 0 2 2 】

一般社団法人千葉県障がい者スポーツ協会

1. 実施計画（各競技毎）の作成

（1）三つの密（密閉、密集、密接）の発生しない実施計画（各競技毎）とソーシャルディスタンスを守る活動内容。

①スポーツイベントに観客も参加させる場合は、観客同士が密な状態とならないよう必要に応じあらかじめ観客席の数を減らすなどの対応をとる。

②大声での発声、歌唱や声援、または近接した距離での会話等を避ける。

（2）開催地行政団体及び会場施設管理者のガイドラインを遵守する。

（3）適切な感染防止策の設定

①運営者、参加者の人数制限や適切な誘導の実施

②手指の消毒設備の設置

③マスク（及びフェイスシールド）の着用

2. 会場での対応

（1）室内で実施する場合

①換気の悪い密閉空間にならないよう十分な換気を行う。

・定期的にドア、窓を開放して外気を取り入れる。

・換気扇の活用を行う。

②参加者のソーシャルディスタンスを十分に考慮する。

（2）屋外で実施する場合

①参加者のソーシャルディスタンスを十分に考慮する。

3. 参加者の募集時の通知事項

（1）参加者が遵守すべき事項

感染症拡大防止のために、全参加者が遵守すべき事項を明確にして、参加者募集等の周知文書及び当日受付時等の掲示により、全参加者の確認と協力を求める。

また、これを遵守できない参加者には、他の参加者の安全を確保する等の観点から、大会への参加を取り消したり、途中退場を求めたりすることがあり得ることを周知する。

口事業前2週間における以下の③の事項に該当する場合は、自主的に参加を見合わせる。

①氏名、年齢、住所、電話番号

②事業当日朝の体温

③事業前2週間における以下の事項の有無確認

ア 平熱を超える発熱

イ 咳、のどの痛みなどの風邪の症状

ウ 倦怠感、息苦しさ

エ 臭覚や味覚の異常

オ 身体が重く感じる、疲れやすい等

カ 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触の有無

- キ 同居家族、職場や身近な知人に感染が疑われるものがあるか
- ク 14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされる国、地域等への渡航や当該在住者との濃厚接触があるか

- マスクを持参し着用する。
- 厚生労働省から提供されている、新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）や各地域で取り組まれている通知サービスを活用する。（推奨）
- こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施する。
- 他の参加者、主催者スタッフ等との距離（できるだけ2m以上）を確保する。（障がい者の誘導や介助を行う場合を除く）。
- 事業中に大きな声で会話、応援等をしない。
- 感染防止のために主催者が決めたその他の措置の遵守、主催者の指示に従う。
- 事業終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、主催者に対して速やかに濃厚接触者の有無等について報告する。

## （2）参加者名簿の提出

万が一感染が発生した場合に備え、参加団体から「参加者名簿」（別紙）の提出を求める。また、提出された個人情報の取扱いには十分注意し、事業中に問題が確認された場合のみ使用することの了解を求める。

## （3）参加者の受付

三密を避けるため、受付は代表者のみとするなど、できるだけ少人数で短時間に済むよう協力を呼びかける。

## （4）マスクを着用してのスポーツ活動

事業主体は、参加者がマスクを準備しているかを確認する。

受付、着替え、表彰式等の運動・スポーツを行っていない間、特に会話する時には、マスクの着用を求める。

運動・スポーツ中のマスクの着用は、参加者等の判断によるもの（※）とするものの、運動強度が高いと考えられる運動・スポーツについては、マスクを着用することにより十分な呼吸ができずに人体に悪影響を与える可能性があることを踏まえ、屋外で人と十分な距離（少なくとも2m以上）を確保できる場合には、マスクを外すよう注意を促すことがある。

また、気温・湿度が高い中でマスクを着用する際も、熱中症のリスクが高くなるおそれがあるので、屋外で人と十分な距離（少なくとも2m以上）を確保できる場合には、マスクを外すよう注意を促すことがある。

厚生労働省から『新しい生活様式』における熱中症予防行動のポイント」が示されているので、参考とすること。

（※）マスク（特に外気を取り込みにくいN95などのマスク）を着用して運動やスポーツを行った場合、十分な呼吸ができず人体に影響を及ぼす可能性があることや、熱放散が妨げられることで熱中症のリスクが高くなることを周知する。  
また、息苦しさを感じた時はすぐにマスクを外すことや休憩を取る等、無理をしないことについても周知する。

## （5）その他

- ① 手洗場には布タオルや手指を乾燥させる設備は使用しない。
- ② ドリンクの配布はしない。

4. 参加者の受付と体調確認（受付時＝チェックリストの活用と適切な保存管理）（再掲）
- （1）受付担当者は、必ずマスクを着用する。また、フェイスシールドを併用することが望ましい。
  - （2）参加者の受付  
三密を避けるため、団体会参加する場合は代表者のみとするなど、できるだけ少人数で短時間に済むよう協力を呼びかける。
  - （3）手指消毒剤の設置。
  - （4）参加者の検温の実施（入場時に非接触型体温計を使用）・チェックリストの提出。

**検温等記録の必要項目（別紙「健康チェックシート」参照）**

※発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある人は入場しないように呼び掛ける。（状況によっては、発熱者を特定し入場を制限することも考えられる。）

※参加者から提出を求めた個人情報（検温等記録を含む）は、万が一、新型コロナウイルス感染者が発生した場合に、保健所等が経路を特定するために使用するものとし、それ以外の使用を禁じる。また、保存期間（少なくとも1か月以上）を定めておく必要がある。

5. 実施事業中の留意事項

- （1）適切な休憩時間の設定と参加者の健康観察
- （2）室内の換気
- （3）使用した施設・機材の消毒
  - ①トイレ内の複数の参加者が触れると考えられる場所（ドアノブ、水洗トイレのレバー等）
  - ②施設（ドアノブほか）
  - ③機材（用具）
- （4）トイレでは手指洗浄とマイタオルによる手拭き
  - ①手洗い場にはポンプ型石鹸を設置
  - ②張り紙「手洗いは30秒以上」、「トイレの蓋を閉めて流す」など
- （5）マイボトルによる水分補給  
特に、夏季におけるマスクを着用した活動では熱中症対策として休憩時間と水分補給のタイミングを適切に設定する。ドリンクを冷やすためのアイスボックス等は共用しない。

6. 事業終了後の配慮事項

- （1）事業展開中に使用したマスクや鼻水・唾液が付着したティッシュ等は、所定のごみ袋に回収し、密閉して縛り、参加者はごみを持ち帰る。  
ごみ処理担当者は、マスク、手袋を装着し、手袋を脱いだ後は手洗いと手指消毒を徹底する。
- （2）事業に使用した施設については、施設管理者のガイドラインにより消毒作業を適切に行う。
- （3）事業に使用したスポーツ用具等は、借用元の規定により行う。
- （4）参加者が終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合、主催者に対して速やかに濃厚接触者の有無等について報告する。（再掲）